

図3 年齢別出生率の推移：フランス 1972-2000年
(Council of Europe 2003, Country Data, T9より作成)

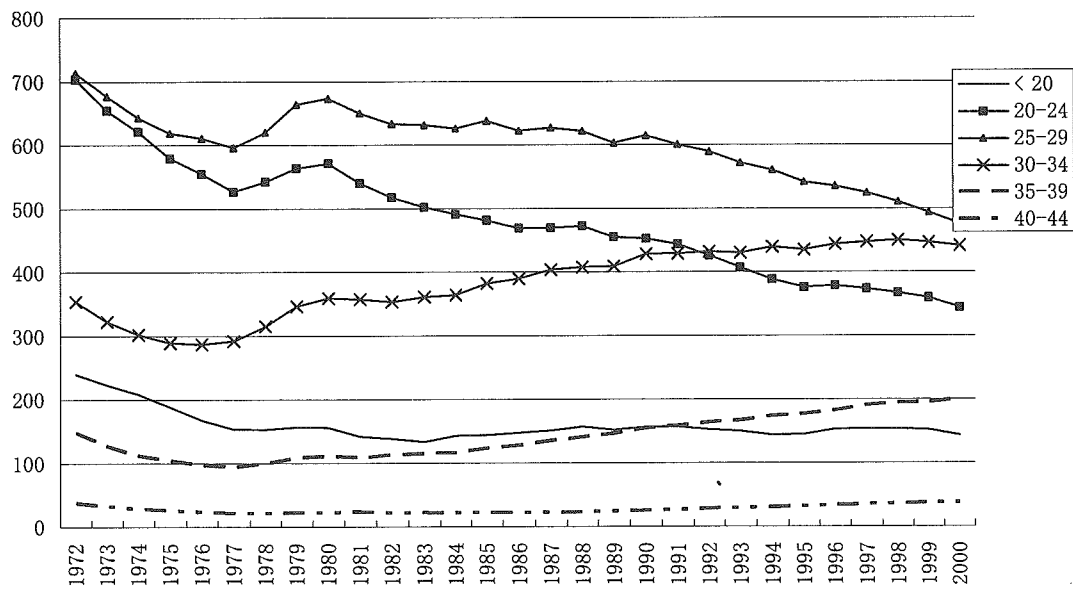


図4 年齢別出生率の推移：イギリス 1972-2000年
(Council of Europe 2003, Country Data, T9より作成)

(2) 家族政策からみたフランスとイギリス

近年において、家族・出生から農業政策に至るまで、経済社会のさまざまな側面で、アングロサクソンのアプローチとフランス的アプローチは好対照である。小さな政府、低額の税金、経済効果に頼り家族にも職場にも介入しないのがイギリスであれば、それに対して、フランスは、大きな政府、高額な税金、社会福祉の充実と、家族も職場も社会的保護に重点が置かれる。このような背景の中で、イギリスとフランスの合計出生率は同様の水準を保っている。具体的にどのような違いがあるのだろうか。まずは政策レベルからみた二つの社会を比較してみる。

イギリスでは、「子ども二人規範」が圧倒的に支持され、子育て期の母親は子育てに専念すべきという伝統的役割規範によって公的保育サービスの整備が政府の責任でないという見方が強い。また、出産の時期や子ども数の決定が私事の領域に属するものであって政府が介入すべきでないとの考えが定着しているために人口政策への関心を示してこなかった。Ekert-Jaffé ら(2002)によれば、1990年代の終りでさえ、育児はカップルの私的な問題とされ、デイケアセンターはほとんどなく、国からの援助にも限りがあり、一般的な学校制度では、子どもたちは5歳になってやっと6時間ほど手を離れるという具合である。3-4歳で学校に入った子どもたちが学校へいくのは日に3時間ほどである。このような状況で、女性パートの仕事につくしかなく、それもEUで推奨されている自給よりも低い賃金で働かざるを得ない。別の見方をすれば、管理職にある女性のみが育児を「買う」ことができ、仕事を続けられるということである。

イギリスにおいてもデイケア・サービスと呼ばれる学齢以前の5歳未満児に対する社会的な保育サービスがある。主要形態としては保育所(day nursery)、プレイグループ(playgroup)、チャイルド・マインディング(child-minding)があるが、その利用率はかなり低いとされる(平岡2003:178-180)。平岡(2003:180)は、保育サービスが十分機能を果たしていない理由を、中央政府の公共支出抑制政策が制約条件となり、ほとんどの自治体が増大する保育需要に対応する積極的な施策を展開できない状況にあるとしている。また、出産休業、法廷出産給付などの公的制度的内容も、他のEU諸国に比べてかなり遅れている(平岡2003:188)。

一方、フランスは、明らかに出生促進主義の立場をとり、他のEC諸国と比べても家族給付の第2子以降からの支給や第3子の重点化が特徴とされている。² 小島(1996:170)によると、フランスの家族政策は、主として家族給付制度から成り、家族除数を通じた税制上の給付制度も含む。さらに、家族政策に寄与する経済主体は国家だけでなく、保育所や学校給食を通じて寄与する地方自治体、賃金や休暇制度を通じて寄与する企業のほか、家族手当金庫、健康保険基金、年金基金を含む社会保障制度がある。

養育負担軽減のための手当は多岐にわたり、引越し手当、新学年手当、幼児手当、世帯

² ほとんどの女性が母親になり、子ども一人は当然もうけるため、焦点は第2子以上となる。

手当などを含む家族生活すべての段階において手当が準備されている(Ekert-Jaffé et al 2002)。和田(2005)は、家族政策制度を目的や対象により以下のように分類している。

- a. 養育負担軽減のための家族給付
 - a-1 家族手当
 - a-2 家族補足手当
 - a-3 新学年手当
- b. 出産や3歳未満の乳幼児を養育している家庭を対象にした給付
 - b-1 乳幼児手当
 - b-2 養育親手当
 - b-3 在宅保育手当
 - b-4 公認保母雇用援助
- c. 一人親家庭や養子を対象にした給付
 - c-1 一人親手当
 - c-2 家族支援手当
 - c-3 養子手当
- d. 障害・疾病を持つ児童を養育している家庭を対象にした給付
 - d-1 特別教育手当
 - d-2 親の付添手当

手厚いフランスの支援は、育児休業制度においても見られる。フランスにおける出産休暇は、第1子、第2子については16週間(出産予定日前6週間、出産後の10週間)、第3子以上からは、26週間(出産予定日前8週間、出産後の18週間)と定められており、この間、賃金の84%が保障される。イギリスの出産休暇は18週間であるが、賃金の90%が保障されるのは最初の6週間のみで、その後は1週間54.44ポンド(約11,500円)という定額が給付されるのみである。この値は、製造業に従事する英国女性の1週間の平均収入の18%でしかない(Fukuda 2003)。³

フランスの育児支援政策は、さらに保育・教育環境整備にも伺われ、北欧の国々同様、母親であることと仕事が両立するしくみが展開されている。就学年の児童の早期教育制度は世界で最も充実しているといわれ、2歳児の半数、そして3歳児のほとんどが保育園など(*Crèches*)に通うというような教育システムが整っている。この利用率はニュージーランドとベルギーとともに世界でトップクラスである。第1子がこの早期スクーリングを利用できることによって親たちは第2子への準備ができることを考えると、保育・教育環境整備は家族政策の鍵ともいえるのではないかと Aglietta ら(2002)はいう。具体的にみると(和

³ 日本の場合、産休期間は14週間(産前6週間、産後8週間)で、出産手当金による日給の60%の受給が保障される(Fukuda 2003; 和田 2005)。

田 2005)、施設型保育にも、県議会の認定を受けた保育園(*crèches collectives*)、それを補完する地域自治体や家族手当公庫、企業によって運営され、研が認定する家庭保育園(*crèches familiales*)、子どもをもつ親たちによって組織された親保育園(*crèches parentales*)、家庭で保育をしている専業主婦が利用できる一時託児所(*halte gardeire*)がある。さらに、満2ヶ月から子どもの発達に応じて入学することができる保育学校(*école maternelle*)や親が働いている場合に、保育学校の就学時間の前後に預けられる託児所(*garderie*)もある。フランス 3-5歳児の99%が保育園などに通っているのに対して、イギリスでは60%と低い(Fukuda 2003)。

⁴ 制度が用意されているのみならず、その稼働率、利用率も高いのが重要なポイントである。

フランスとイギリスのさらに興味深い違いとして、嫡出子と非嫡出子の扱いがある(Toulemon インタビューより)。両国とも現在では嫡出・非嫡出子はほとんど同様の権利を有しており、これが先に見た高い婚外子の割合(表1)につながっている。しかし、Ekert-Jafféら(2002)によると、イギリスではカップルが別居し、片親になることが多いという。イギリスのシングルマザーたちは経済市場における弱者であり、1990年において、シングルマザーの3分の2が金銭的援助を受けていた。これに対してフランスでは、シングルマザーは一般的でなく、またシングルマザーだとしてもほとんどが働いており、貧困レベル以下は、17% (6人にひとり)であった。

フランスの人口・家族政策は、現在までの形になるまでに、人口変動と社会経済面的変化によりさまざまな修正が加えられてきている(岡田 2002: 834.1-837.r)。人口・家族政策は戦前から出産奨励の色彩が強かった。19世紀末から20世紀の初頭における出生率の低下と緩慢な人口増加が普仏戦争における敗北の屈辱を招き、またそれが、イギリスやドイツのような列強との経済競争に遅れをとったとする見解から、出生率回復のための政策が本腰をいれて取り組まれた。戦後の家族手当の制度化から拡充・強化の後、1960年代の出生力の著しい変化、1970年代の第3子の著しい出生率低下、家族手当引き上げによる家族手当金庫の赤字、婚姻数の減少と離婚数と同棲(コアビタシオン)の上昇などの変化と、女性就業の増加を背景に家族政策の拡充が模索されてきたのである。Toulemon et Ralluは特に1970年代中ごろから議論され始め、1980年代になって実施された第3子への手厚い政策(1990年代には第2子にまで拡張された)が効果的であったと述べている。

イギリスも、出生率低下に対する社会的・政策的な対応のあり方が論じられた時期があったことは述べておきたい。本プロジェクトの一年めの報告書にまとめたロイヤルコミッション(RC)報告がまさにその象徴である。1930年代の英国では、19世紀末から続いている出生率減少とその人口への影響が社会問題化してきた。しかしこの出生率が1942年以降、意外な回復を示した。出生率が増加を示しながらも、その傾向についての公の関心がまだなかった1944年の英国で、政府は、人口変動にかかわる問題と、その変動の理由と影響について調査し、将来的観測と勧告を提示するという目的で、RCを任命した。人口・

⁴ 日本ではさらに34%と低い

家族政策に関する勧告が不十分であるとされるが、RC 報告が取り扱う人口変動と人口構造の変化がもたらす経済的効果と社会への影響の重要性、高齢人口の生産性、年金制度の現状、人口移動・移住と労働力不足の関係、置き換え水準人口を維持する重要性などへの言及は、たいへん示唆的である。⁵ しかし、これらの勧告は上記の理由で家族政策として発展はしなかった。

(3) 家族政策と出生率の社会経済的格差

フランスの家族政策は出生力増加に効果があるのか、あるとしたらどの程度あるのか、という問いへの答えはさまざまである。家族政策の出生促進効果の厳密な測定は困難とする立場や、出生率増加には社会、経済、文化等さまざまな要因があり、家族政策だけに起因することは危険だという見解もある（岡田 2002:837r）。一方で、フランスの家族給付が TFR を 0.2(10%)という推計（Ekert 1986）や、2.5%の家族手当の増加が TFR を 0.07(4%)上昇させる効果を持つという推計（Gauthier and Hatzius 1997）など直接的・肯定的効果を測定する研究もある。Ekert-Jaffé et Maugué（1992）はさらに重回帰分析をマイクロデータに適用し、家族給付がなければ第3子を産まなかったであろうと思われる有配偶女子の13%が第3子を生んだという結果を得ている（小島 1996:177-180）。Aglietta ら（2002）は、実際にフランスの家族政策は、出生と教育をめぐる状況を緩和することを目的として優に30を超える対策があり、家族手当、税金の割戻し、育児休暇、住宅手当、などなど、さまざまな対策が家族の成長・拡大を招くような全体的な環境を築き上げていることに言及し、それゆえに、これらの中のどの政策の影響力が大きいかをみていくことも、またそれらを他の国々と比較することも困難であるとしている。

本節では、家族政策の効果を、出生率の社会経済階層という間接的なアプローチで考えてみたい。小島（1996:184）の報告する Dex and Walters（1992）の計量経済学的な英仏比較研究によると、社会政策の有配偶女子に対する正・負いずれの効果もイギリスよりもフランスで強い。つまり、フランスの家族手当政策は、特に子ども数が多い有配偶女子の就業に対してイギリスの場合よりも大きな抑制効果をもつという。また、イギリスの場合に顕著に見られる、乳幼児をもつことにより有配偶女子の就業が抑制される傾向が、フランスでは保育政策と教育政策によって緩和されている。同様の視点をさらに深く研究するために、家族政策の TFR への直接的効果ではないが、Ekert-Jaffé ら(2002)の最近の研究をベースに出生率の社会階層格差をみていく。

Ekert-Jaffé ら（2002）は家族政策の出生力への影響をみるために、フランスとイギリスにおける出生コーホートの家族形成を職業カテゴリー別に比較している。ロジスティック回

⁵ 人口学者としてその組織に加わった Grebenik(1950)によると、全体的に RC 報告における人口統計的問題についての取り扱いは非常にすぐれており、特に平均子供数におけるコーホート分析としては先駆的で、公式報告文書にコーホート分析が使われたのははじめてである。また社会構造との関連分析から、社会的公正さに基づき、子どもをもつ家族と持たない家族の、経済的・社会的格差をなくすことの必要性なども主張している。

婦分析を利用して、パリティ拡大率が女性の結婚の有無、パートナーの社会経済階層、本人の社会経済階層によってどう規定されているかについて、フランスとイギリスそれぞれ3つのコーホートについて同じモデルを適用している。

Ekert-Jaffé ら (2002)の分析結果から判明したのは、「出生率の社会的分極化(social polarization of fertility)」と彼らが呼ぶ、社会経済階層の出生への影響はイギリスで大きいことである。経済市場に残る女性と離れる女性の違いによって、だれが母親になるかという選択がまずされる。フランスではほとんどだれもが(経済力、教育レベルにかかわらず)いつかは母親になる。しかし、母親になることは経済市場(仕事)から離れることを意味しているイギリスでは、どの女性たちが母親になる確率が高いかが、経済力と教育レベルによって左右されている。教育レベルも高く、経営者レベルの女性たちでは、4人に一人の女性が無子である。

比較してみると、フランスでもイギリスでも、第1子においては、出生率が一番低いのは教育レベルの高い、経営者層であり、逆に一番高いのは、非就業女性たちである。しかし、この二つの職業カテゴリーの違いはフランスではわずか4%(92%対96%の女性が第一子をもうけている)なのに対して、イギリスでは19%(76%対95%)と大きい。フランスの家族政策がもたらす様々な保育サービスによって、学歴の高い女性たちが同じような学歴をもつイギリスの女性たちよりも早く母親になることを可能にしていると考えられる。特に教師や看護師は柔軟な労働時間を持ち、病院の保育園(*crèches*)も利用しやすいため、オフィスワーカーたちよりも母親になる確率が高く、ブルーカラー女性と同じくらい母親になりやすい。第2子をもうける確率はやはり、教育レベルの高い経営者層で低く、非就業の女性で高い。これら二つのグループの女性のパリティ拡大率の差はフランスで71%と89%、イギリスで65%と86%である。その差はフランスで18%、イギリスで21%である。フランスにおいて家族政策の効果が特にみられるのが第3子である。第3子へのパリティ拡大率は、どの社会経済階層グループにおいてもイギリスのそれを上回っている。その差は、オフィスワーカーで28%対22%、ブルーカラーと非就業者で63%対41%である。

このような分析の結果から、Ekert-Jaffé ら(2002)は家族政策が社会階層による出生力の格差を抹消しているのではないかという結論に達している。Aglietta ら(2002)の言うとおりに、フランスの家族政策は出生力促進をめざしているが、実は出生率の社会的格差を削減することに大いに貢献しているようである。イギリスに特有の上層と下層とで高いU字型の出生率、十代の妊娠や労働者階級の出生率が高い一方で、所得(特にパートナーの)が高い層では公的に得られない児童手当を所得によって補足している様子が伺われる。また管理職に就いているイギリス女性は自分の職業を犠牲にするという恐れから、フランス女性よりも出産が遅れている。しかし、このような階層差はフランスではあまりみられない。イギリスと比べれば、管理職に就く女性でさえ安心して子育てができる環境がある。つまり、フランスの子育てへのきめ細かい支援や、インタビューをした専門家から民間人までもが誇りに思っている早期教育制度は、家族のあり方や出生に対する社会経済階層格差や所得差を含む社会的不平等の打破に大きく影響しているといえるのではないか。

(4) 子育ての現実からみたイギリスとフランス

イギリスが、フランスのような家族政策への取り組みがないにもかかわらず一定の出生率水準を保っているからといって、アングロサクソンのアプローチに習い、家族政策が必要ではないという結論をだすのは早急であることが判明してきた。本節では、ロンドンとパリで子育てに励んでいる 30-40 代のカップルへの若干のインタビューをベースに、政策の有無がどのような現況を招いているのかを垣間見てみたい。⁶

インタビューをしたロンドンに住む John と Susan は小学校に通う 2 人の男の子をもつ。子ども一人では「王様」のようになってしまうので、二人は欲しかったという。しかし研究者として働く John とコンピュータ会社に勤める Susan の子育てはたいへんで、1 年に 1000~1100 ポンド(21~23 万円)ほどチャイルドマインダーを雇うのに使わなくてはならないという。ただし、Susan の妹がチャイルドマインダーなので、自分たちは非常に幸運にも普通より安い値段でやってもらえると語っていたのが印象的だった。しかし、彼らは高額の子育て・マインダーを雇わなくてもいいように John の母親の隣に引っ越した。いまでは、自分たちが小学校に迎えにいけないときや、家にいないときはかなり母親に面倒をみてもらっているそうだ。

フランスの政策がどのように利用されているのかは INED(国立人口研究所)の研究者である Daniela の具体例がわかりやすいだろう。彼女はカナダ人であるが、様々な側面で支援を受け、8 歳、4 歳、2 歳の 3 人の子どもを育てながら研究を続けている。属地主義をとるフランスの社会保障では、外国人であっても、フランスに居住する 16 歳未満の子どもの養育負担を負うものはすべて、その子のために給付を受けられるのである。各自治体(Mairie)にスペシャリストを配置して女性の就労スタイルにあった保育サービスが提供される。提供されたサービスの利用にはお試し期間もあり、評価もしっかりしているという。

Daniela が大いに満足しているサービスの一端を語ってくれた。まず一番上の 8 歳の子は朝 8:30 から午後 4:30 まで学校に通う。お昼は学校のカフェテリアで、親の収入に応じての料金だそうだが、彼女の場合は 2 ユーロぐらいでしっかりした食事だという。学校への通いは自分がいけないときは人を雇って送り向かいをし、1 ユーロ以下で、学校後(4:30PM 以降 6 時まで)の好きなプログラム(チェス、読書、スポーツなど)に参加できるという。4 歳になる第 2 子もほぼ同じような日課である。先生と生徒とは 1 対 27 ぐらいで、自分の子どもがどのような一日をすごしたのか、先生との手紙のやりとりで把握する。3 番目の 2 歳になる子どもは公立の保育学校に通っている。Daniela はフランスのシステムは子どもにとって非常に親しみやすいシステムだが、子どもばかりに焦点がいく(子どもを王様のように扱わない)システムだと強調していた。

Daniela の話を聞いていて印象に残ったことが三つある。まず、フランスのシステムが人

⁶ 本格的な比較には意識調査をベースにした研究や、OECD による女性就業状況と出生率の関係を比較した調査研究がある。

生をいかに豊かにすごすか、ということについて考えさせられるということである。人生の豊かさとはなにか、休みの取り方、働き方、その中で、子どもを育てることが決して苦にならない楽しみだという態度である。次に、きめ細かい支援のなかで、働く母の価値が非常に高く、またそれが積極的に支持されているため、子どもをもたない選択の方が難しくなっているということである。しかし、その反面、働く母への支援がしっかりしているために、男性の育児・家事への参加がそれほどまでに高くなっているとはいえないということである。もちろん、日本の男性の育児・家事参加率とは比べ物にならないと思うが、それでも男女の働き方、家事への参加の公平さにはまだ問題が残るのかもしれない。最後に、3人以上の子どもをもうけた家族に対する社会的支援である。これは、Daniela の家族だけでなく、もう一組インタビューをしたドイツ人の Susanna とその夫でありフランス人の Francois 夫婦からも同じような体験が語られた。第3子をもうけた家族は”famille nombreuse”(大家族)というカードが与えられ、600ユーロの給付金と育児ケア・教育サポートの提供をはじめ、さまざまな公共機関(交通機関、博物館など)の利用が半額になるなどのメリットを提供される。子ども3人をもつ親たちが優遇され、社会的に激励されている。つまり、3人の子どもを持つことに対して権利と利益を与え、経済的な動機というよりは、規範から外れてもしっかり支援がえられるという安心を与えられているのだ、という Daniela ことばが印象的だった。

Susanna は ARTE というテレビ局で働くジャーナリストだが、休暇でドイツにもどるたびに、ドイツとフランスの子どもに対する姿勢の違いに驚くという。公共の交通機関でも、レストランなどでも、ドイツ人の子どもに対する目は冷たく、一刻も早くフランスにもどりたいという気持ちになるという。同じようなコメントは東ドイツからパリに移住している Annette と Johannes からも聞いた。パリで、ベルリンにも東京にもない、楽しい子育ての雰囲気を感じるのは、INED で家族政策に肯定的な専門家の話を聞いたせいばかりではないと思う。大都市パリの街角のいたるところに回転木馬があり、子どもたちが遊ぶ姿や、レストランにでも平気で子どもを連れて行く同僚の姿に、子どもは社会の財産(和田 2005)という姿勢を感じずにはいられなかった。

2. 日本への警告

上記では、フランスとイギリスの出生率レベルの相似に隠蔽された出生行動パターンの違いと、フランスの家族政策の効果について文献とインタビューをベースに探ってきた。本項では、米国人口審議会の人口専門家たちへのインタビューと最新の文献をベースに、政策効果について考えるとともに、日本の課題を明らかにしていきたい。

一般的に政策効果についての見解は様々である。たとえば、前章であげたフランスの家族給付金が TFR に与えた影響の 0.2 (Ekert 1986) をして、その効果があったととるか否かは難しい。Demeny は、以前から政策の効用をゼロあるいはほとんど存在に値しないもの

としていたが(1985:35)、インタビューでもやはり、家族政策は”churning”(過当に評価されている)とし、純効果はほとんどないと、政策効果に対して懐疑的であった。これは昨年度本プロジェクトでインタビューしたドイツ連邦人口研究所の Charlotte Höhn も、また昨年度報告書にまとめられた Lesthaeghe(2000)をはじめとする見解(河野 2005:154)も同様である。また、家族政策自体がその効果を測るに満たない、あるいは評価できないという見方もある。Bongaarts は子どもを育てること自体の費用と、子どもを育てるためにかかる機会費用 (opportunity cost) が大きいと、出生率の低下をストップさせようという政策は、それにみあうほど多額で大規模、かつ長期的なものでなくてはならないと述べている。中途半端な政策は意味がないと、イタリアの失敗例に言及していた。

しかし、効果が認められない、あるいは測定できないからといって、人口・家族政策に取り組む必要がないと述べているのでは全くない。むしろその逆で、イギリスのように消極的な (現在の出生率レベルを満足としているような) (United Nations 2004) 態度をとっている余裕は日本にはない。「国家的自殺行為(national suicide)」(Demeny) になる前に、日本はあらゆる手をつくして対処すべきであるということが強調された。

米国人人口審議会の人口専門家たちは、先進諸国に共通する国家規模の問題として急速な「超高齢化社会」の到来を訴え、現在の超低出生率の現状がそれゆえに危機的であると警告する。超低出生力によってもたらされる、人口減少が問題なのではなく、それによって生まれる人口構造のアンバランス、つまり、超高齢化とそれによっておこる経済破綻が緊急の問題であるということである。「現在の過疎地をみてみれば、それが我々の未来をよくあらわしていないか」と McNicoll は問いかける。過疎地に象徴される社会、それとも人口置換率を保った社会とで、どちらが住みやすいか、どちらに住みたいかは、歴然としている。それならば、過疎地にならないような社会政策に緊急にとりくむことが非常に大切であるという。例えば、介護については日本でも外国人を採用する可能性があるとしよう。しかし、移民の導入が人口減少をおさえても人口構造を変化させうることはない(人口構造を変化させるにはかなりの人数がいる)。だから超高齢化について真剣に取り組まなくてはならないと主張する。McNicoll は、超高齢化による経済破綻を招かないために「アジアの統合」ということにまで言及している(NcNicoll 2002)。

米国人人口審議会の面々がいうのは高齢化と少子化については社会保障問題として同時に考慮されなくてはならないということであり、また、日本政府も国民も考えたがらない移民も含め、急速な高齢化問題に、あらゆる方法を利用して取り組む必要性があるということである。Demeny は過激ともいえるほどの覚悟のいる政策が必要であるともいう。低出生力が制度化されてしまったドイツの二の舞を踏むな、という忠告である。ドイツのように理想子ども数までが人口置き換え水準をわってしまい、低出生力文化が出現してしまうと、家族政策者にとって出生率のレベルをあげることは至難の業になる(Goldstein et al 2003)。TFR が 1.5 以上のときには政策効果が期待できても、1.2~1.3 のレベルに落ち込んでしまうと家族政策はなかなか功を奏しない。Billari and Kohler(2004)が低出生力の「罠」(demographic trap)と呼ぶ、そこから抜け出せないような低出生率にまで落ち込んでしまう

前に迅速な、かつドラスティックな政策が必要であるということである。

それではなにができるのか。何をしなくてはならないのか。Bongaarts(2004)は G7 の国々の高齢化の実態を示し、今後の年金・経済破綻を招かないための 5 つの政策的提案をしめしている。それは、出生率をあげること、移民を増加させること、労働力を増加させること、定年を延期すること、年金給付額を減額することであり、論文ではそれらが各国の急速な高齢化をどのくらい抑えられるかを推計している。インタビューでは、日本についても、これらすべての方策を考慮すべきだとしたうえで、特に、女性労働力を増加させることと、若年齢の出産を奨励するインセンティブ (Lutz and Skirbekk 2005) を強調された。特に若年齢での出産は期間出生率をあげる効果 (ベビーブーム期のように) があり、高齢化を遅らせる妙案だとした。

出生率については、理想の子ども数 2 人という目標を、政府が「強制する」のではなく「支援する」形で、いかに達成できるかが大切だと Bongaarts は述べる。南欧の男性優位主義や低出生率が制度化されたドイツの社会的な鬱状態 (social depression) と比較して、フランスの、社会的に受け入れられている、だれにでも利用可能な保育サービスや、女性が働きやすい北欧のシステムには大いに見習うところがあるとしている。出生率回復についても、方策は決してひとつではない。ジェンダーの問題、保育サービス、税金補助など、さまざまな方法すべてを考慮すべきであると強調する。さらに、第 2 の人口転換でいわれている、結婚の消滅が出生率にはそれほど影響していないということを確認したうえで、日本においても婚外子を受け入れるような寛大な態度が必要なのではないかという。

Bongaarts が言及した Lutz and Skirbekk (2005) は、若年齢の出産によってどれだけ期間出生率をあげる効果があるという推計を示している。たとえば、平均出産年齢が 1 歳下がることは、コーホート出生率を 20% 上昇させることになる。これは期間別出生率を押し上げる、逆テンポ効果があり、高齢化を食い止める働きがあるとする。Lutz and Skirbekk は推計結果に基づいて、若年齢出産率を奨励する政策を推奨している。ベビーブーム期と同じ効果をもたらす、若い年齢での出産のインセンティブをいかに作るかが問題となる。具体的に、ヨーロッパにおいては、教育年数は短縮することによってその効果を期待できるという試算まで示している。このアイデアが示されたのは、2003 年の Population Association of America 年次大会の一セッションであったが、その場に参加していた私はまさか真剣ではないだろうと思って聞いていたそのアイデアは、現在ヨーロッパで真剣な議題となっているようだ。同論文で、Lutz and Skirbekk は低出生率の日本、韓国、シンガポールにも触れ、アジアの国々においていかに出産テンポを速める政策が可能かについて言及する。出産は結婚してからという規範、そして結婚は若い夫婦と一緒に住めるアパートが手配できてから、という習慣を考えると、子どもを持つ学生カップルにキャンパスハウスと子育て支援のプログラムを提供することで若い (学生の) 出生率を上げるという提案をしている。

Demeny は、出生率を上げる手立てとして、かなり過激な案を示している。現在経済的に制裁されている第 3,4 子への経済支援を強化する。子ども数によって年金給付を増額する、あるいは 2~3 人以上の子どもをもうけた者への老後の保障 (つまり子どものいない高

齢者はフリーライダーであるという見方)を強化する。子どもの数によって投票数を増やす、あるいは子どもが18歳になるまで親にその子どもの投票権をもたせることによって子どもの多い家族の既得権を明らかにする。さらに彼が最近になって打ち出している案は、徴兵制度のごとく、親になること、母親になることを義務化するというものである。国家の安全が危険にさらされている場合に兵役が正当化されるのであれば、国家の生存が危機に瀕している今、母親となることの義務化、専門化は十分に正当化される実行可能なことだという主張をしている。また、Demenyはこの案の背景として、すべての女性が働きたいわけではないということを強調していた。一部の女性はずまらない仕事に従事するよりも母親になりたいだろうし、多くの女性がお金を稼ぐためだけに働いているという事情を考えれば、フルタイムで母親をこなす者に褒賞を与え、多くの職業よりもよい母・親になることが優れているとすればいい。そうすれば、子育てが罰だというような出生率の減少に組み込まれたネガティブな考えを払拭できるだろうというのである。

Demenyの案はナチスドイツの「母親のメダル(Mutterkreuz)」を髣髴とさせるようなところがあり、女性蔑視と勘違いされるような危険性を含んでいる。日本の現状を考えると非現実的に感じられる案だとはいえ、それほどまでに私たちが直面している低出生率化、高齢化の現状が緊急な対策を必要としているのだということを痛感させられる。

3. 長期的視野からみた家族・結婚・出生

日本がとるべき選択肢を考える上で、Billari and Kohler(2004)の研究は興味深い。彼らはヨーロッパ諸国におけるマクロ統計を利用し、1975年と1999年までの間に、超低出生力(lowest low fertility)の出現の前と後とで、出生率と、結婚、離婚、離家、女性の就業という伝統的な出生率の決定要因との間に決定的な変化が起こったことを発見した。1990年代の超低出生率の出現以降、それまで高い出生率と正の関係にあったものが(例えば、結婚の普及率と制度化されたパートナーシップの継続性)、関係がなくなるか、あるいは逆に負の関係になったという研究である。

Billari and Kohlerの論文のなかで、超低出生率の国々がそれぞれ異なった経路をたどって低出生率に至っている(path dependency)という指摘は特に重要と思われる。それゆえに、異なった経路をたどってきた社会の政策を、そのまま日本に当てはめようとするのには無理があると考えられる。たとえば、現代日本の子育てや結婚をめぐる文化・社会的状況を考慮した場合、フランスや北欧のアプローチをそのまま取り入れてうまくいくとは決していえないだろう。第2の人口転換からは逸脱した結婚と出生の強固なつながりと、いまだに強い男女役割分業概念という日本社会の特徴は無視できない。出生率の低迷するドイツにRabennutter(子どもの面倒を見ない渡りガラスのような母親)という表現がある。日本でも3歳までは母親の手で育てなくては子どもに悪影響をおよぼすという「三歳児神話」のような発想は根強い。そのような土壌に、フランス式の「子どもは早いうちから預けて女性

が働ける」ようにという支援が手放しで迎えられるのだろうか。まずは、発想の大転換を迫る仕掛けをつくり、またこのような発想での家族と労働のしくみを作り上げなくてはならないであろう。

上記の Demeny が推奨するような 3,4 子へのサポート強化や出生率と年金とをリンクさせるシステムの開発も 1,2 子を現実化させるために努力している現在の日本にはそぐわないだろう。徴兵制度が全くない戦後の日本において、母親業の義務化を正当かすることも難しいと思われる。また、教育と家族形成がはっきりと分離している日本において、Lutz and Skirbekk が推奨する出産年齢を早めるための学生カップル支援やキャンパスハウスはあまり現実的でないようにも思われる。

ここで Billari and Kohler(2004)のいう低出生力への経路を明らかにするために、長期的視野にたち家族・出生を理解することは有意義である。Mayer(2001)は長期間にわたる社会的・経済的制度の違いが西ヨーロッパ諸国の人々のライフコースに決定的な違いをもたらしたとする。また、Reher(1998)は、家族制度の違いを強調する。特に南欧の「強い絆」で結ばれた家族と、北欧の「弱い絆」で結ばれた家族制度が、現代の若者のライフコースに大きく影響するとし、現代人のライフコース(たとえば若者の離家)に深い歴史的ルーツがあることに言及している。

日本の場合はどうか。現代における未婚率の急上昇は、徳川後期から 300 年にわたって続いていた「皆婚」社会からの大きな変容である。また、結婚と出生の強固なつながりは、多くの地域で徳川後期から脈々と続いているものである。結婚と出生のつながりは高度経済成長期に入って性別分業概念が加わってさらに強化された。このような歴史的背景を鑑みれば、結婚と出生のつながりが弱くなったヨーロッパ社会で、いわゆる第 2 の人口転換と政策効果が伴って実現した出生率の回復が日本では望みにくいといえるのではないか。しかしその反面、その北西欧社会でさえも、ほんの数十年前までは、伝統的な指標が高い出生率と正の関係にあったこと、また性別役割分業が強かったことを思えば、結婚に付随する強固な性別役割分業概念の解体作業が進めば、同様の政策効果を期待できるともいえよう。

Rindfuss (2004: 136-137)は、それぞれの時代に特徴的な、一連の規範や期待された社会的行動の「パッケージ」があるという解釈をする。「結婚」「母親」「息子」などに付随する、このパッケージが、そこに関係している人々に意味を与えているという社会学的解釈である。たとえば、結婚のパッケージがアメリカと、日本・韓国とでは大きく違うことを示す。アメリカのパッケージがさまざまな側面で非常に柔軟であるのに対して、東アジアのそれは、男性や親にとって好ましいものになっている。妻の役割が家族の定義(子作り、子育て、家事)のみに限定され、⁷ 母親の役割は結婚のなかに拘束され(婚外子は認められず)、女性がフルタイムで仕事をしている場合であっても男性が家事・育児に参加しないというようなパッケージの中身だと議論している。もちろん、比較のために単純化された議論ではあ

⁷ 夫婦の関係よりも親子の関係のほうが重要になっていることも指摘できる。

るが、女性の立場からすれば、どちらのパッケージのほうが魅力的かは明らかである。Rindfuss は現在の日本の状況を、結婚パッケージが変わっているとしても非常にゆっくりとしか変化していないとし、日本の若い女性たちがそのパッケージを「買う」ことをためらっているために、結婚が遅れ、未婚率が上昇していると読んでいる。

このような「パッケージ」は変化しにくいのだろうか。ヨーロッパの経験は、離家、結婚、出生、離婚、男女の役割などをめぐるライフコースがかなりのスピードで変化していることを示した(Engelhardt and Prskawetz 2004; Billari and Kohler 2004)。たとえば、フランスで同棲(コアビタシオン)経験者は、1965年に結婚した夫婦のわずか10%にすぎなかったが、1995年には90%に増加した(岡田 2002: 837.1)。そのような体験を目の当たりにしてきた、INEDのLaurent Toulemonは楽観的な視点をもつ。先にあげたドイツのRabenmutter(子どもの面倒を見ない渡りガラスのような母親)について、幼稚園の数が増えることで、母親が幼児の世話をするのが当然という規範も変わりうること、70年代から90年代へとヨーロッパで女性の労働力が出生率に対して負から正の関係に変化したように、日本の「パッケージ」も何かのきっかけで急速に変わることもあるのではないかという。⁸

もう一度、日本の結婚・出生をめぐる歴史的ルーツを確認してみよう。結婚年齢の地域差は大きいがだれもが一度は結婚する「皆婚」システムは18世紀後半には確立している(Kurosu, Tsuya, and Hamano 1999)。しかし、近代家族の誕生とともに強調されるようになった結婚の「継続性」は、それほど歴史が長いわけではない。だれもが結婚はしたものの、死亡率の高い徳川時代には死別が多かった。しかしそれ以上に離別が多く、離婚しては結婚するという、寛容な結婚制度があったのである(Kurosu 2004a, 2005)。その寛容な結婚制度が明治維新を境にドラスティックに変化した。明治民法によって離婚はしにくくなり、西欧志向に転換した政府は離婚が野蛮な文明だという規範をひろめ、「貞女は二夫をならべず」と再婚をも忌み嫌うしかけをつくったのである。それによって現在のアメリカに匹敵するほど高かった徳川期の離婚率は激減し、そのまま1960年まで下降を続けたのである。法的改正と、文明開化のもとに政府が教育・家庭・地域様々な側面でもたらした新規範とがあいまって、さらに高度経済成長時代の経済状況にみあった役割分業システムが加わって、現代に至るリジッドな結婚制度と、結婚・出生・家庭という三位一体の規範がもたらされたといえよう。このような行動経済成長期以降の日本で、結婚パッケージが変わりにくい事情がわかってくる。しかし、同時にこの経緯が語るものは、まず、歴史的ルーツをたどれば、ヨーロッパ社会よりも寛大な結婚システムがほんの戦前まで実在していたこと、また教育、地域様々な側面からのアプローチと法的あるいは政策的転換で、かなりの規範とライフコースの変化をもたらさうという2点であろう。

戦前、特に徳川時代庶民の慣用な結婚制度の存在は、従来家族スタイルに果敢に挑戦していると思われる現代の欧米諸国をもしのぐ。離婚・再婚のなかで、世帯あるいは個人に

⁸ 離婚率の増加に拍車をかけそうな年金制度の改正などもひとつのきっかけになりうるかもしれない。

とって最良のパートナーを探していく。男子のいない夫婦は養子とりや婿取り結婚で次世代を安定させる。子どものない夫婦が血縁とは思えない若い夫婦を養子に迎える。夫婦の結婚とともに嫁の父親が夫の世帯に同居する。高齢になってから夫婦で息子夫婦の世帯に移り住む。などなど、現代の家族の定義には納まらないさまざまなスタイルが繰り広げられている。これは出生抑制についてもいえることである。現代日本における出産の浪費 (forgone births) として中絶数の規模の大きさがあげられるが(河野 2005:155)、戦前まで墮胎・間引きは、出生制限や出生間隔の調整につかわれていた。⁹ 近年の歴史人口学の成果によれば、従来いわれていたような経済的な負担(口減らし)からでなく、子どもの性別構成の達成目標を明らかに意識した出生抑制が徳川後期から行われていた (Tsuya and Kurosu 1999)。ほんの少し前の歴史を振り返ると、厳しい環境と死亡率の高い社会におけるサバイバルはもちろんのことだが、それとともに生活水準の維持と世帯の繁栄のために結婚につぐ離婚・再婚、出生抑制、そして様々な同居スタイルが繰り広げられていたのである。

家族研究は西洋社会をベースにした近代家族理論を強調するがゆえに、日本の家族の変化についてもこの理論を当てはめて理解することが主流となってきた。これによって、家族がさまざまな環境条件のなかで資源の効用をめざし、柔軟に変容してきたことが見失われ、単一な家族像が描かれてしまいがちである。そこには家族の規範が「昔」からそうであったような勘違いがあり、その理想像に固執するがために、そこから逸脱した家族像や生き方を否定しがちになり、近年の急激な変化のみが強調される。「家族崩壊」や、「格差」社会ということばが使われ、現代を閉塞感のともなう家族を営みにくい時代という意識を人々に植え付けている。未来への不安はこうしてかりたてられているのではないか。歴史的・長期的視野にたってみれば、多様かつ柔軟な過去の家族のすがたが浮き彫りになる。徳川後期は、一夫婦の出生行動のみではない、世帯的、社会的なレベルでの再生産のメカニズムがはたらいていたといえよう。そして選択肢の多様性にも環境条件や地方経済の発展度合いによって、その必要性と可能性から、かなりの地域性が存在したと思われる。

効果的政策は、広く長期的なヴィジョンを伴い、かつそれぞれの社会の、特にジェンダーをめぐる歴史的文化的背景を考慮したものであることが重要とされる (Matsuo 2005; McDonald 2002)。出生率の回復を考えるにあたって、家族とは何か、家族のすがたはどうかあるべきか、と問うことは大切であると考え。家族は時代と様々な自然環境と社会経済的条件の中で、柔軟にそのすがたをかえてきた。「多様」といわれる現代の家族は、1世紀、2世紀前の庶民のライフコースと比べると、不確定要素が少なく、予測可能であるという意味においても、規範が全うできる可能性が大きいことにおいても、非常に画一的であることが明らかである。そのうえで、私たちが挑んでいく未来の家族は、まさに、歴史上はじめて、サバイバルからも、因習的な規範からも開放された、多様な家族のすがたで

⁹ 近代的な、より効果の確実なピル(経口避妊薬)が一般市場で解禁されていない事情とともに、文化的に(相対的に)中絶を受け入れやすい土壌ゆえに、中絶数の規模が大きいとも解釈できる。

あることが認識できる。

このような認識にたてば、現代の日本に少しずつみえはじめているパートナーシップと家族スタイルの変容が大いに奨励される方向に進められることの大切さが見えてくる。それはまさにフランスや北欧が取った選択であり、従来の「結婚」「家族」には定義されない、事実婚、シングルマザー、嫡子・非嫡子などを含めた様々な人々の選択を支援することである。Bongaarts が「日本も婚外子を受け入れられるようなもう少し柔軟な態度になれば」とっていたのはまさにこの点にあるのではないか。様々な家族、結婚スタイルを支援することが、ファミリーフレンドリーな環境を、社会に、そして人々のライフスタイルの中に育ませ、間接的に出生力を回復させようのではないか。

世界でいち早く、社会保障法・税法上、配偶者と同等に取り扱われるようになった、スウェーデンの事実婚(SAMBO)で、子どもの法的・社会的地位は、父母の結婚関係の有無に影響されず、相続権が承認され、1970年代中ごろには、同棲は法律婚と同じ「社会制度」となった(善積 1992: 56-58)。フランスは、1999年に施行した、連帯民事協約法(PACS : Pacte Civil de Solidarité)で、既婚カップルのように家族付与、内縁の妻に対する社会保障を与え、生まれた子どもを嫡出子として扱う(遺産相続権)ことにより、未婚カップルの不利益を解消しようとしている(浅野 2001, p.30)。まだ統計的には見えていないが、日本でも事実婚が増加しているという指摘があり、またその非法律婚の人たちは、伝統的な性別役割分業形態にとらわれず、男女平等をめざし、自分たちの状況に応じた形の家事の遂行、家計の組織化を試みているという研究がある。¹⁰ 先にのべた「結婚パッケージ」をかわずにパートナーシップを営んでいるという興味深い動向である。今後、出生率促進の直接的な家族手当支援のみでなく、結婚、家族の多様なスタイルを支える様々な支援への取り組みが大切になってくるのではないか。そして、様々な結婚・家族スタイルは、欧米諸国からの「輸入」でなく、私たちの少し前までの世代が果敢に挑んできた家族の戦略の「再発見」であることも忘れてはならない。

おわりに

国連の社会政策に関するそれぞれの国々の意識調査(United Nations 2004)で、現在の出生率レベルを「満足」としてきたイギリスだが、近年の状況はその余裕がどこまで続くか疑問視されている。冒頭にあげた統計のとおり、1990年代前半まではほぼ変わらないレベルであったフランスとイギリスの出生率は1990年代後半から乖離し始めている。イギリスだけでなく、EU全体で、近年の出生率の減少と高齢化に対する対策の必要性が真剣に議論

¹⁰ たとえば、現代日本の法律婚カップルと、非婚カップルの家族を比較した役割分担などを含む生活の実態調査をした善積京子(1992)によると、非法律婚カップルは法律婚カップルに比べて、男女平等志向が強く、女性は職業をもち、男性は家事・育児にかかわる割合が高いという。

されはじめた (Commission of the European Communities 2005)。高齢社会への対策の一環としての出生回復は、いまや先進諸国共通の、国家規模の問題である。

そのような状況のなかで、期間別出生率を押し上げる最も直接的な方法は、若年齢での出産を奨励するインセンティブをつくることであるようだ。しかし、結婚と出生がいまだに強固なつながりを持っている日本で、早期の出産を奨励することは、まず早期の結婚を奨励することになる。具体的にヨーロッパでは若年齢の出産奨励のために、高等教育期間を短縮するという案が提示された。日本の場合は結婚とともにパッケージ化されている性別分業や三歳児神話のような概念、また結婚と出生の強固なつながりを解体することが先決のように思われる。最近のアメリカにおけるジェンダー研究によると、大切なのは、「平等」でなく「公平」だという。父親の育児参加が唱えられて久しいが、男性と女性が全く同じことを同じだけするような平等感でなく、女性が「公平」だと感じる男性の育児や家事参加をめざすのが大切なステップではないか。

理想と現実の子ども数のギャップを改善することは当然必要である。現在の日本に「子どもを産みやすい、育てやすい社会」が求められている事も自明である。Bradshaw and Finch (2002)によって分析された22カ国の子育てをめぐる手当、福祉、税金控除、住宅援助などの総合評価で、日本は22か国中、スペインやギリシャとともに最下位グループであった。これらの児童手当の順位が上の国々には置換水準以下ではあるものの適度な出生率水準を保っている国が多い。しかし、Aglietta ら (2002)のいうように、ギャップを改善するためだけでは政策の意味がない。ギャップが改善されるのは当然のことであって、政策が目指すところは、子どもを歓迎しやすい、ファミリーフレンドリーな社会的環境を作ることにある。

さらに出生率回復のためには、出生領域をめぐる政策や議論だけでは中途半端であろう。Bongaarts が提唱するような、「超高齢社会」への対策の一環として、労働政策、移民政策、経済政策と連携して考えることは必須である。また、出生率減少と同時に顕在化している家族のみならず生活環境や社会への閉塞感は独立したものではないと考えられる。出生率の激減を、「豊かな社会」への警告ととらえて出産・育児環境のみでなく、労働形態や生活環境の見直しが必要であると思われる。

フランス、イギリス、そして他国との比較、長期的視野からの展望を通して本研究で明らかになったことは、家族政策が直接的に出生率を上げる効果を有するかどうかの測定は難しいが、個人のライフコースの選択や社会の平等などに、かなり大きな影響をもっているということである。そして、家族政策は、出生率回復のためでなく、豊かな社会のための最低限に必要な支援として、そして閉塞感を伴う現在の日本社会の突破口として、また超高齢社会にむかう対策のひとつとして、必要不可欠だということである。今求められているのは、出生促進のためではなく、パートナーシップ、家族のかたち、働きかた、ライフコース全般にわたった豊かな生活のための総合的・包括的な政策議論なのではないだろうか。

参考文献

- Aglietta, Michel, Didier Blanchet, François Heran 2002 Conseil d'analyse économique, Démographie et économie <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/brp/notices/024000104.shtml>.
- Biraben, J.N. et J.Dupaqueir (岡田實訳) *Les Berceaux Vides de Marianne: L'Avenir de la Population Française* (出産飢饉 現代フランス人口事情) 中央大学出版部
- Bradshaw, J. and Finch, N. 2002 *A Comparison of Child Benefit Packages in 22 Countries*. Department for Work and Pensions Research Report No. 174, Corporate document Services: Leeds <http://www.dwp.gov.uk/asd/asd5/rrep174.asp>.
- Billari F. and H.P. Kohler 2004 "Patterns of low and lowest-low fertility in Europe", *Population Studies* 58(2): 161-174.
- Boling, Patricia 1999 "A Comparative Approach to Family Policy" Paper prepared for presentation at the Association for Asian Studies Meetings, March 11-14, Boston.
- Bongaarts, John 2004 "Population Aging and the Rising Cost of Public Pensions." *Population and Development Review* 30(1): 1-23.
- _____ 2002 "The End of the Fertility Transition in the Developed World." *Population and Development Review* 28(3): 419-443.
- Coleman D.A. 1996 "New Patterns and Trends in European Fertility: International and Sub-national Comparisons", in *Europe's Population in the 1990s*. Oxford: Oxford University Press.
- Commission of the European Communities 2005 Green paper "Confronting demographic change: a new solidarity between the generations." Communication from the Commission, Brussels 16 March.
- Council of Europe 2003. *Demographic Year Book* (English Version) CD-ROM.
- Demeny, Paul 1986 "Pronatalist Policies in low-Fertility Countries: Patterns, Performance, and Prospects." *Population and Development Review* 12: 335-358.
- Dex, Shirley and Patricia Walters 1992 "Franco-British Comparisons of Women's Labour Supply

and the Effects of Social Policies.” *Oxford Economic Papers* 44: 89-112.

Ekert-Jaffe, O, H Joshi, K Lynch, R Mougin, M S Rendall 2002 “Fertility, Timing of Births and Socio-Economic Status in France and Britain: Social Policies and Occupational Polarisation.” *Population: An English Edition* 3: 475-508.

Engelhardt, Henriette and Alexia Prskawetz. 2004. On the Changing Correlation Between Fertility and Female Employment over Space and Time. *European Journal of Population* 20: 35-62.

Gauthier A., 2001, "The Impact of Public Policies on Families and Demographic Behaviour " : http://www.demogr.mpg.de/Papers/workshops/010623_paper21.pdf

Goldstein, Joshua, Wolfgang Lutz and Maria Rita Testa 2003 “The Emergence of Sub-Replacement Family Size Ideals in Europe.” *Population Research and Policy Review* 22: 479-496.

Grebenik, E. 1950. “Two Reports on Population.” *Economica, New Series* 17(65): 91-107.

Kojima, Hiroshi and J.L. Rallu 1998 “Fertility in Japan and France.” *Population: An English Selection* 10: 319-348.

Kurosu, Satomi 2005 “Family Breakdown or Family Re-composition? Marriage Dissolution and Remarriage in Early Modern Japan”, Paper presented at Social Science History Association, Portland, November 3-6.

_____ 2004a “Divorce and stem family household organization in early modern Japan”, Paper presented at Population Association of America, April 1-3, Boston.

_____ 2004b "Who Leaves Home and Why? Daughters and Sons in Two Northeastern Villages, 1716-1870," pp.243-271 in Frans van Poppel, Michel Oris and James Lee (eds.) *The Road to Independence: Leaving Home in western and Eastern Societies, 16th-20th Centuries*. Bern: Peter Lang.

Kurosu, Satomi, Noriko O. Tsuya and Kiyoshi Hamano 1999 “Regional Differentials in the Patterns of First Marriage in the Latter Half of Tokugawa Japan.” *Keio Economic Studies* 36(1): 13-38.

Lelievre E. 1995 “Couple Formation and Fertility outside Marriage in Britain. Differences and Similarities with the French Situation.” *Population: An English Selection* 7: 67-94.

Lutz, Wolfgang and Vegard Skirbekk 2005 "Policies Addressing the Tempo Effect in Low-Fertility Countries" *Population and Development Review* 31(4): 699-720.

Matsuo, Hideko 2005 "Discussion note on the debate: Will policies to raise fertility in low-fertility countries work?" A report based on the session at the IUSSP conference, Tours, France, 20 July.

McDonald, Peter 2002. "Sustaining Fertility through Public Policy: The range of Options." *Population* English version 57(3): 417-446.

McNicoll, Geoffrey 2002 "Demographic Factors in East Asian Regional Integration." *Working Papers* No. 158, Population Council.

Meyer, Karl Ulrich 2001 "The Paradox of Global Social Change and National Path Dependencies: Life Course Patterns in Advanced Societies", pp. 89-110 in A.E. Woodward and M.Kohli (eds.) *Inclusions and Exclusions in European Societies*. London: Routledge.

Prioux, France 2002 "Recent Demographic Developments in France" *Population, English edition* 57(4-5): 689-728.

Reher, D.S. 1998 Family Ties in Western Europe: Persistent Contrasts." *Population and Development Review* 24(2): 203-234.

Rindfuss, Ronald 2004 "The Family in Comparative Perspective", pp.134-143 in Tsuya, Noriko O. and Larry L. Bumpass (eds.) *Marriage, Work & Family Life in Comparative Perspective*. Hawaii: University of Hawaii Press.

Toulemon, Laurent 2001. "Why Fertility is not so Low in France." Paper presented at the International Union for the Scientific Study of Population, Working Group on Low Fertility, Tokyo 21-23 March.

Toulemon, Laurent et Jean Louis Rallu "Fécondité et aides aux familles en France et au Japon Plan general." Visite de membres du conseil de la préfecture de Aichi, Japon.

Toulemon, Laurent 2003 *La Fécondité en France depuis 25 ans*. Haut Conseil de la population et de la famille (HCPF)

<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/brp/notices/034000116.shtml>

Tsuya, Noriko O. and Satomi Kurosu 1999. "Reproduction and Family Building Strategies in 18th and 19th Century Rural Japan: Evidence from Two Northeastern Villages." Paper presented at the PAA annual meeting, New York, March 25-27.

United Nations 2004 *World Population Policies 2003*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York: United Nations.

岡田 實 2002 「フランスの人口・家族政策」日本人口学会（編）22-III『人口大事典』培風館

小島 宏 1996「フランスの出生・家族政策とその効果」第5章 阿藤誠(編)『先進諸国の人口問題 少子化と家族政策』東京大学出版会

河野綱果 2005 『出生率回復の条件に関する人口学的研究』厚生労働科学研究補助金平成16年度報告書

平岡公一 1996 「イギリスの人口・出生動向と家族政策」第4章 阿藤誠(編)『先進諸国の人口問題 少子化と家族政策』東京大学出版会

平岡公一 2003 『イギリスの社会福祉と政策研究 イギリスモデルの持続と変化』ミネルヴァ書房

善積京子 「スウェーデン家族はどこへ行く」布施晶子・玉水俊哲・庄司洋子(編)『現代家族のルネッサンス』青木書店 1992, pp.56-74

和田光平 2005「フランスの出生・結婚動向と育児支援政策」第8章 佐藤清(編) 『フランス——経済・社会・文化の位相』中央大学経済研究所研究叢書39 中央大学出版部